

指定文化財管理費国庫補助取扱要領

平成元年12月1日
文化財保護部長裁定
平成30年4月1日
令和2年4月1日
改 正

1. 趣 旨

この取扱要領は、「指定文化財管理費国庫補助要項」により行われる国庫補助事業の実施について、必要な事項を定め事業の円滑化を図ろうとするものである。

2. 補助事業の目的

国指定文化財の管理については、その国家的な重要性に鑑み、所有者等にさまざまな法的な規制を課して、その管理の適正を維持することとしている。

この文化財保護管理の適正かつ円滑な実施を確保するために、所有者等が行う管理上特別の必要がある措置に要する経費について助成するとともに、これら文化財の維持管理状況を常時把握し、その維持管理の万全を期するために各都道府県等が行う文化財巡視等の指導管理に要する経費について助成するものとする。

3. 補助事業の内容

別紙「指定文化財管理費国庫補助事業内容」のとおりとする。

4. 補助事業の実施方法等

- (1) 「防災設備保守点検等」、「差し茅防蟻防虫等小修理」、「名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備」及び「燻蒸・殺虫」の実施については、メニュー方式とし、各事業を複合して実施して差し支えない。

実施は、補助事業者となる地方公共団体が策定する事業計画に基づくものとし、管理事業総額（別紙「指定文化財管理費国庫補助事業内容」の各事項毎に掲げる単価に員数を乗じた額の総額）の2分の1以内を国庫補助対象経費とする。

- (2) 「文化財保護管理指導」については、各都道府県等教育委員会が策定する管理指導の計画に基づき実施するものとし、国庫補助金の額は1,500千円、1,200千円及び1,000千円の定額とする。

附 則

この文化財保護部長裁定は、平成2年4月1日からの適用とする。

指定文化財管理費国庫補助事業内容

別 紙

区分	管理事項	内 容	国庫補助対象経費
防災設備保守点検	1. 自動火災報知設備保守 (消防機関へ通知する火災報知設備を含む。)	指定文化財である建造物等に設置した自動火災報知設備の保守点検等 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年5月31日付け消防庁告示第9号)に準ずるものとし、機器材の取替え等小修理を含むものとする。 (注)型式失効等による機器材の取替えについては、所要工事費が当分の間100万円程度以下とする。	各々事項毎に掲げる単価に員数を乗じた額の総額の2分の1以内を国庫補助対象経費とする。 自動火災報知設備 受信機 1窓当たり 4,900円
	2. 消 火 設 備	下記に準ずるものとする。 (1)加圧式消火設備 (2)自然流下式消火設備 (3)上水道直結式消火設備 (4)動力消防ポンプ (注)上記(4)は、(1)の設備の一つとして用いるポンプを指すものではなく、自動車等によって牽引される消防ポンプ、手引き消防ポンプなど可搬式の消防ポンプをいう。	消火栓1基当たり 14,900円 " 8,200円 " 12,300円 1台当たり 55,600円
	3. 避 雷 設 備	毎年1回梅雨期に総合点検を行うものとする。	突針1基当たり 8,700円
	4. そ の 他	防犯設備(レーダー)漏電警報設備等上記以外の設備、機器類の保守点検及び各設備の小修理(新規工事、追加工事を除く)について特に必要と認められるもの。	その都度協議して定める。
差し茅、防蟻防虫、雪降り等小修理	1. 小 修 理 等 指定文化財である建造物等の維持管理のために行う小修理等でのその内容及び範囲は次に掲げるとおりとし、その破損について所有者の日常使用によって促進されている場合を除く。 1. 小修理とは、施工面積が当該建物の対象面積の3分の1程度以下の場合で、かつ所要工事費が当分の間、一工事について100万円程度以下の場合をいう。 2. 異種の工事を複合して行うときは、各工事別に前号の限度額を適用し、かつ合計額150万円を限度とする。 3. 仕様の変更等を伴うものは、事前に文化庁と協議するものとする。 4. 小修理等の内容は、次のとおりとする。 ア. 差し茅 補修面積とする。ただし、棟の補修については、長さ1mを1㎡と見做す。 イ. 瓦葺等 棧瓦葺、石置板屋根のみを対象とする。 この場合、野地の補修を必要とする場合は、別に協議するものとする。 ウ. 壁補修 (ア)砂壁、漆喰壁 (イ)土壁(中途仕上げのもの)、板壁 (注)施工の程度は、中途りの繕いと上塗りのみとし、荒壁や下地まで及ぶ修理は、別に協議するものとする。	1㎡当たり 4,400円 1㎡当たり 2,700円 1㎡当たり 6,300円 1㎡当たり 3,200円	

区分	管理事項	内 容	国庫補助対象経費	
差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理		<p>エ. 縁廻り補修 (ア)縁板厚さ5cm以上 (イ)縁板厚さ5cm未満</p> <p>オ. 塗装補修 (ア)漆拭 (イ)ペンキ上塗塗装</p> <p>カ. 防腐防蟻処理 床下及び屋根面に対する薬剤処理を対象とする。</p> <p>キ. 畳替 公開活用に供される部分及び専ら住居の用に供される部分の畳の表替えを対象とし、畳床の取替えは含まない。 なお、同一の畳にあつては5年を周期とする。</p> <p>ク. 雨樋補修 一般の規格品を使用しているものを対象とする。特注品については、別に協議するものとする。</p> <p>ケ. 建具修理 板戸の戸板、格子戸類の組子等の補修及び襖の張替を対象とする。 絵画のある襖等の補修については、別に協議するものとする。</p> <p>コ. その他 戸締金具、飾金具の補修、その他ア～ケに掲げる以外の小修理等で、特に必要と認められるもの</p>	<p>1㎡当り 19,900円</p> <p>1㎡当り 7,200円</p> <p>1㎡当り 3,900円</p> <p>1㎡当り 3,900円</p> <p>1㎡当り 700円</p> <p>1枚当り 5,500円</p> <p>1m当り 1,100円 (平、堅で分別する。)</p> <p>1枚当り 4,200円 90cm×180cm大の建具を標準とする。</p> <p>その都度協議して決める。</p>	
	2. 雪降し、除雪等	<p>多雪地帯に所在する指定文化財である建造物等について、雪害等による不測の事態を回避するために行う、雪降し、除雪等の作業とする。</p> <p>1. 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号。以下、本項では「法」という。)第2条第1項で定める豪雪地帯に所在する建造物等の雪降し、除雪</p> <p>2. 法第2条第2項で定める特別豪雪地帯に所在する建造物等の雪降し、除雪 (注)面積は、屋根面及び軒先より2m以内の敷地を含む。</p> <p>3. 豪雪地帯に所在する建物等に対する雪囲いの取付取はずし補修</p>	<p>年間1㎡当り 1,100円</p> <p>年間1㎡当り 3,300円</p> <p>軒先延長1m当り 3,900円</p>	
	名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境保全	1. 名勝等庭園の荒廃防止	<p>1. 名勝等庭園とは、文化財保護法の規定に基づき指定された史跡または名勝である庭園をいう。</p> <p>2. 荒廃防止措置の内容は、概ね次のとおりとし、複合して事業を実施しても差つかえない。 なお、所有者等が当該文化財を有料公開しており、かつ入場料等収入が当該庭園の管理事業費を上廻る場合は補助の対象としない。</p> <p>(1) 除草、清掃(砂利手入れ等を含む。)</p> <p>(2) 剪定、整姿、刈込(小灌木の植木補植)</p> <p>(3) 防虫(駆虫)剤散布、施肥</p> <p>(4) 小規模な浚渫(乱杭、シガラミ等の護岸補修を含む。)</p> <p>(5) 庭園建物(茶室、四阿、橋等)の小修理</p> <p>(6) 雪吊り、樹木用支柱の取替え修理</p> <p>(7) 灌木、灌水設備の小修理</p> <p>(8) その他特に必要と認める措置</p>	1㎡当り

区分	管理事項	内 容	国庫補助対象経費
名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境保全	2. 民家の環境整備	<p>1. 民家とは、文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡である民家をいう。</p> <p>2. 当該民家の屋敷構えの保存のために実施する事業とし、小修理で実施する場合を除く。その内容は、概ね次のとおりとし、複合して事業を実施しても差しつかえない。</p> <p>(1) 周辺囲障等の修理等</p> <p>(2) 排水溝等の補修</p> <p>(3) 植木手入れ(剪定、整姿、刈込、除草、清掃を含む。)</p>	1 m ² 当り 200円
燻蒸・殺虫	美術工芸品の防虫等	<p>指定文化財である美術工芸品の防虫、駆虫及び防黴のための燻蒸(殺虫、殺菌)事業</p> <p>当該文化財を集荷運搬に要する経費を含む。</p> <p>(各物件毎に所要経費を積算するものとし、総平均単価1件154,000円を限度とする。)</p>	平均単価154,000円を限度とする。

区分	管理事項及び内容	国庫補助金の額
文化財保護管理指導	<p>都道府県(指定都市を含む。)の教育委員会が、管内の文化財保護の適正を期するために行う文化財保護管理 各都道府県の面積及び指導等の事業とする。</p> <p>(都道府県等が委嘱した文化財保護指導員等が行う文化財管理状況把握のための巡視、保護管理指導及び管理状況報告等。)</p> <p>(1) 対象となる文化財は、指定文化財及び重要な埋蔵文化財包蔵地とする。</p> <p>(2) 管理指導のために行う巡視等は、都道府県等教育委員会が策定した計画に基づき、定期的に行うものとする</p> <p>(3) 巡視等を行った文化財保護指導委員等は、その都度当該教育委員会に報告するものとし、当該教育委員会は、常時文化財の管理状況を把握するとともに適正な管理指導の徹底を図るものとする。</p>	<p>各都道府県の面積及び指定文化財等の件数等を基準とし、</p> <p>1,500 千円</p> <p>1,200 千円</p> <p>1,000 千円</p> <p>の定額とする。ただし、指定都市にあたっては1,000千円の定額とする。</p>